

○あま市教育委員会傍聴人規則

平成22年3月22日

教委規則第3号

第1条 あま市教育委員会の会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して係員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第2条 次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他教育長において傍聴を不相当と認める者

第3条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を制限し、又は拒絶することができる。

第4条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語、談話又は拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 異様な服装を行うこと。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第5条 傍聴人は、映像及び画像の撮影等、音声の録音等、映像及び音声等の中継及び配信等をしてはならない。ただし、教育長の許可を得た場合は、この限りでない。

第6条 傍聴人は、教育長が傍聴を禁じたとき、又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第7条 この規則に定めるもののほか、傍聴人は、教育長の指示に従わなければならない。

附 則

この規則は、平成22年3月22日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第5号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在職する教育長（地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育

委員会の教育長をいう。以下同じ。)が改正法附則第2条第1項の規定により引き続き教育長として在職する間については、この規則による改正後のあま市教育委員会傍聴人規則の規定は適用せず、改正前のあま市教育委員会傍聴人規則の規定については、なお従前の例による。

附 則 (令和5年教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。